

令和3年3月1日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
広報担当理事 河 郁京

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」
における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

神奈川県医師会を通じて神奈川県健康医療局保健医療部医療課長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会

理事 笹生 正人

理事 池田 信之

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」
における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記につきましては、厚生労働省医政局総務課より日本医師会を通じ周知方依頼がございました。

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取扱いが報告されていることを受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が、第204回通常国会において可決成立し、2月13日から施行されており、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがないよう、偏見や差別を防止するための規定が新たに設けられました。

改正法では、国や地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うものとされておりますので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきたくお願い申し上げます。

なお、日本医師会においても医療従事者へのいわれなき差別に対して、国民に理解を求める動画を制作し、日本医師会公式YouTubeチャンネルで公開しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。

日本医師会公式YouTubeチャンネルURL

<https://www.youtube.com/channel/UCrZ632iTbtY1Z5S2CtGh6rA>

事務担当 広報情報システム課 上村 薫
TEL 045-241-7000 FAX 045-241-1464
E-M k-kamimura@kanagawa.med.or.jp

(健Ⅱ498) (広31)

令和3年2月18日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菔 敏

城 守 国 斗

(公 印 省 略)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における
差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に対し、標記事務連絡が発出されるとともに、厚生労働省医政局総務課より本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取扱いが報告されていることを受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が、第204回通常国会において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日から施行されており、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがないよう、偏見や差別を防止するための規定が新たに設けられています。

改正法では、国や地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うものとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、日本医師会においても医療従事者へのいわれなき差別に対して、国民に理解を求める動画を制作し、日本医師会公式 YouTube チャンネルで公開しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。

日本医師会公式 YouTube チャンネル URL

<https://www.youtube.com/channel/UCrZ632iTbtYIZ5S2CtGh6rA>

事務連絡
令和3年2月15日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における
差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）については、第204回国会（通常国会）において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日から施行されております。改正法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

当該規定の周知を図るため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から文書が発出されておりますので、貴会におかれましても都道府県医師会等に対し周知の御協力をお願いします。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の内容について、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係団体等に周知・対応をお願いするものです。

事務連絡
令和3年2月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

平素から新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）については、第204回国会（通常国会）において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行されます。改正法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

当該規定の具体的な内容は別添のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係団体等に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱い等を防止するため、迅速かつ的確に対策、措置等を講じるべく、その運用に遺漏なく対応していただきますようお願いいたします。

以上

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp
yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp
hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
daiichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

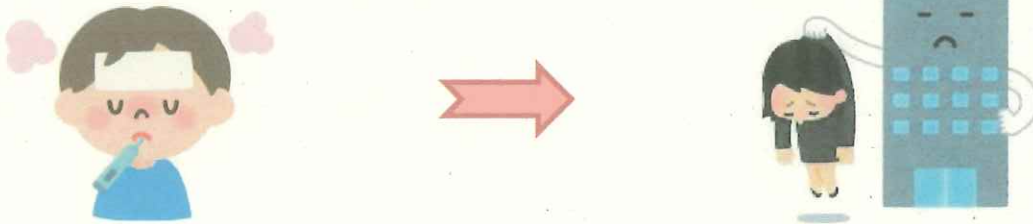
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定が設けられました！

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



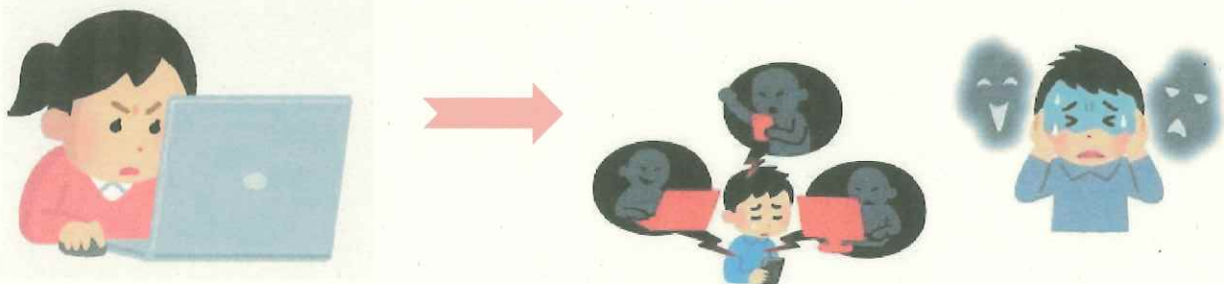
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



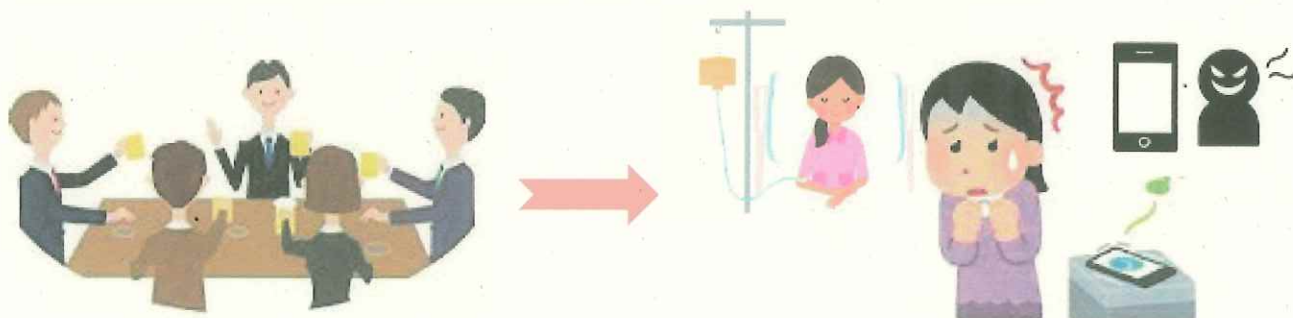
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号) (抄)

〈令和3年2月13日施行〉

(知識の普及等)

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同じの集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

国や地方自治体、民間団体などは、偏見・差別等の防止に向けた普及啓発、相談受付を実施しています。

普及啓発

(法務省)

法務大臣からのメッセージ、新型コロナと人権に関する座談会 等

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

(文部科学省)

文部科学大臣からのメッセージ、新型コロナ“差別・偏見をなくそう”プロジェクト 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

(厚生労働省)

医療従事者、感染者等に対する差別・偏見をなくすための「広がれありがとうの輪」プロジェクト 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_6

※この他、民間団体等でも様々な取組が行われています。

相談窓口

(法務省)

人権相談窓口における相談受付

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

(厚生労働省)

都道府県労働局における相談受付

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

(文部科学省)

児童生徒からのSNS等を活用した相談受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1401926.htm

(民間団体による相談受付)

(法テラス) <https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html>

(日弁連) <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

(セーフアーインターネット協会) <https://www.saferinternet.or.jp/>

※この他、相談受付を行っている地方自治体等もあります。

国や地方自治体は、さらに以下の取組も進め、偏見・差別のない社会を目指します。

- 新型コロナ患者等への差別的取扱い等の実態把握、情報の収集や提供
 - ・ ホームページやSNS、政府広報等により、新型コロナに関する基本情報や感染予防対策、偏見・差別防止に向けた情報発信を強化します。
 - ・ 内閣官房ホームページ(corona.go.jp)において、地方自治体や関係団体等の取組、事例を発信します。
 - ・ 内閣官房ホームページ(corona.go.jp)において、新型コロナに関する差別的な取扱いの事例を発信し、悪質な行為の法的効果を周知します。



➤ 新型コロナ患者等に対する相談支援

- ・ 関係機関の職員研修等において、専門家からの新型コロナに関する正しい知識や、対応窓口や地方自治体の取組等を周知します。
- ・ 地方自治体の相談体制の構築を国が支援します。



※これらの取組については、以下をご覧ください。

《偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論とりまとめ》

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/gaiyou_henkensabetsu_torikumi.pdf



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>